

国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則

〔平成16年 4月 1日〕
規 程 第 2 号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「大学」という。)に勤務する者(以下「職員」という。)の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号)その他の関係法令等の定めるところによる。

(適用範囲等)

第3条 この規則は、職員に適用する。ただし、教授、助教授、講師及び助手(以下「教員」という。)並びに期間を定めて雇用する職員(教員を除く。)の就業について、この規則に定めるもののほか別段の定めを置くときは、それによるものとする。

(規則の遵守)

第4条 大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任 免

第1節 採用及び昇任等

(採用)

第5条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、必要に応じて、競争試験以外の能力の実証に基づいて、これを行うことができるものとする。

2 前項の競争試験は、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験により行う。

(職員の配置)

第6条 職員の配置は、大学の業務上の必要及び本人の能力を考慮して行うものとする。

(労働条件の明示)

第7条 学長は、職員の採用に際し労働条件を明らかにするため、労働条件通知書を交付するものとする。

(試用期間)

第8条 職員として採用された者又は昇任した職員には、採用又は昇任の日から6か月の試用期間を設けるものとする。ただし、特に認められた時は、試用期間を設けないことができる。

2 採用の場合の試用期間中に職員として、又は試用期間終了時に正規の職員とすることが不適当と認められたときは、解雇することができる。この場合において、試用期間が14日を超えた者については、第23条第2項の規定によるものとする。

3 昇任の場合の試用期間中又は試用期間終了時に、当該の職とすることが不適当と認められたときは、第11条の規定により降任させることができるものとする。

4 採用に係る試用期間は、勤続年数に通算する。

(提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 身元保証書
- (3) その他大学において必要と認める書類

(昇任)

第10条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評価に基づいて行う。

(降任)

第11条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他その職務に必要な適格性を欠く場合

(配置換等)

第12条 職員は、業務上の必要により配置換を命ぜられることがある。

2 職員は、要請により、国、都道府県又はその他関係機関への出向を命ぜられることがある。

3 前2項の規定により命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

4 出向を命ぜられた職員の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学出向規則」による。

(赴任)

第13条 赴任の命令を受けた職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない

事由があるときは、原則として、発令の1週間以内に赴任するものとする。

2 前項ただし書きについては、新任地の上司の承認を受けなければならない。

第2節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) その他別に定める事由による場合

2 採用による試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員休職規則」による。

(休職の期間)

第15条 前条第1項第1号の休職の期間は、3年を限度として、休養を要する程度に応じ定めるものとし、同項第3号の休職の期間は、別に定める期間を限度として、必要に応じ定めるものとする。この場合において、休職の期間が限度となる期間に満たない場合においては、休職した日から引き続き限度となる期間を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

(復職)

第16条 前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、復職を命ずる。

2 前項の場合、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

第3節 退職等

(退職)

第17条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 辞職を願い出て承認されたとき。
- (2) 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用をされている場合は、その期間を満了したとき。
- (4) 第15条第1項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 解雇されたとき。
- (7) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員その他の公職に就任するとき。

(自己都合による退職手続)

第 18 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を希望する日の30日前までに、辞職願を提出しなければならない。

(定年)

第 19 条 職員の定年は、教員は満65歳とし、その他の職は満60歳とする。ただし庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員の定年は、満63歳とする。

2 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職の特例)

第 20 条 定年に達した職員(教員を除く。)が、前条の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情から見て、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、定年退職日を超えて勤務させることができる。

(再任用)

第 21 条 第 19 条の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の知識および経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期の末日は、その者が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(当然解雇)

第 22 条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 日本国憲法施行の日後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(その他の解雇)

第 23 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他その職務に必要な適格性を欠く場合

2 前条又は前項の規定による解雇を行う場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均給与(労基法第12条に規定する平均賃金をいう。以下同じ。)の30日分の解雇予告手当を支給する。ただし、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときはこの限りでない。

(解雇制限)

第 24 条 第 22 条、前条又は第 43 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払うとき(傷病補償年金の受給権者である職員が労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。)第 19 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合を含む。)は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間およびその後 30 日間
- (2) 別に定める産前、産後の期間及びその後 30 日間

(退職者の引継および返還)

第 25 条 退職した者は、直ちに身分証明書、共済組合員証、健康保険被保険者証その他大学から貸与された物品を返還し、大学に対して債務があるときはその債務を完済しなければならない。

(退職後の秘密保持義務)

第 26 条 退職した者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職時等の証明書)

第 27 条 学長は、退職した者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。)
- (6) その他証明することが可能な事項

3 職員が、第 23 条第 2 項の規定により解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、学長は、遅滞なくこれを交付するものとする。ただし、解雇の予告がされた日以後に当該職員が当該解雇以外の事由により退職した場合はこの限りでない。

4 第 1 項の証明書には職員であった者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給 与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則」による。

第4章 服 務

(職務専念義務及び忠実義務)

第29条 職員は、国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。

- 2 職員は、忠実に職務を遂行し、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。
- 3 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第30条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をすること。
- (2) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと。
- (3) その職務や地位を私的利用のために用いること。
- (4) 大学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をすること。
- (5) 大学内で、選挙運動その他の政治的活動を行うこと。
- (6) 許可なく、大学内で放送・宣伝・集会又は文書図画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為をすること。
- (7) 許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買を行うこと。
- (8) その他、大学の業務に支障をきたすおそれのある行為をすること。

(公職の候補者への立候補)

第31条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補しようとするときは、あらかじめその旨を届出なければならない。

(兼業の制限)

第32条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 職員は、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも学長の許可を要する。
- 3 職員の兼業の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員兼業規則」による。

(職員の倫理)

第33条 職員の職務にかかる倫理については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員倫理規則」による。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第 34 条 職員は、人権侵害及びハラスメントをいかなる形においても行ってはならず、常にこの防止に努めなければならない。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」による。

第 5 章 評 価

(勤務評価)

第 35 条 職員の勤務の評価については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員勤務評価規則」による。

第 6 章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第 36 条 職員の労働時間及び休暇等については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。

(育児休業又は育児部分休業)

第 37 条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、育児休業又は育児部分休業(以下「育児休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 育児休業等の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等に関する規則」による。

(介護休業又は介護部分休業)

第 38 条 職員の家族で傷病のため、介護を要する者がいる場合は、介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 介護休業等の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等に関する規則」による。

第 7 章 出 張

(出張)

第 39 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに復命しなければならない。

(旅費)

第 40 条 第 13 条の赴任又は前条の出張に要する旅費については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則」による。

第8章 研 修

(研修)

第41条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 職員の研修の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員研修規則」による。

第9章 表 彰

(表彰)

第42条 職員が次の各号に該当する場合には、別に定めるところにより表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- (2) その他必要と認める場合

第10章 懲 戒

(懲 戒)

第43条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。

- (1) 正当な理由なしに欠勤をした場合
- (2) 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失等により大学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 大学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重要な経歴の詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる行為があった場合

2 職員の懲戒の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員懲戒規則」による。

(懲戒の種類及び内容)

第44条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 辞職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、少なくとも30日前に予告して、若しくは平均給与の30日分の解雇予告手当を支払って解雇し、又は所轄の労働基準監督署長の認定を受けて即時に解雇する。
- (3) 停職 2月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4) 減給 1回の額が平均給与の1日分の半額を超えず、総額が一給与支払期における給与の10分の1を超えない額を、2月を限度として減額する。

(5) 戒告 将来を戒める。

(訓告等)

第45条 前条に規定する場合の他、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告又は嚴重注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第46条 職員が故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第11章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第47条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、大学が行う措置に協力しなければならない。

2 職員の安全、衛生に関する取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則」による。

第12章 災害補償

(業務上の災害補償)

第48条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、補償を行う。

(通勤途上の災害補償)

第49条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、補償を行う。

第13章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当については、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員退職手当規則」による。

第14章 苦情相談

(苦情相談)

第 51 条 職員の労働条件等に関する職員の苦情を迅速かつ公正に処理するため、本学に苦情相談制度を設ける。

2 職員の苦情相談の取扱いについては、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員からの苦情相談に関する規則」による。

第 15 章 そ の 他

(適用除外)

第 52 条 別表の職員区分欄に掲げる職員には、職員区分ごとに掲げる規定は、適用しない。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 11 日規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第 52 条 関 係)

	日 々 雇 用 職 員	パ ー ト タ イ ム 職 員	契 約 に よ る 外 国 人 研 究 員 等	再 任 用 職 員		非 常 勤 講 師
				フ ル タ イ ム 勤 務 職 員	短 時 間 勤 務 職 員	
適 用 除 外 条 項	第 8 条	第 8 条	第 8 条	第 8 条	第 8 条	第 8 条
			第 9 条 第 1 号			第 9 条 第 1 号
	第 10 条	第 10 条	第 10 条			第 10 条
	第 11 条	第 11 条	第 11 条			第 11 条
			第 12 条			第 12 条
						第 13 条
	第 14 条	第 14 条	第 14 条			
	第 15 条	第 15 条	第 15 条			
	第 16 条	第 16 条	第 16 条			
	第 17 条 第 2 号	第 17 条 第 2 号	第 17 条 第 2 号	第 17 条 第 2 号	第 17 条 第 2 号	第 17 条 第 2 号
	第 17 条 第 4 号	第 17 条 第 4 号	第 17 条 第 4 号			
	第 19 条	第 19 条	第 19 条	第 19 条	第 19 条	第 19 条
	第 20 条	第 20 条	第 20 条	第 20 条	第 20 条	第 20 条
	第 21 条	第 21 条	第 21 条	第 21 条	第 21 条	第 21 条
			第 28 条			
	第 32 条	第 32 条	第 32 条			第 32 条
			第 33 条			
	第 35 条	第 35 条	第 35 条			第 35 条
						第 36 条
			第 41 条			第 41 条
	第 42 条 第 1 号	第 42 条 第 1 号				第 42 条 第 1 号
						第 44 条 第 2 号
						第 44 条 第 3 号
						第 44 条 第 4 号
		第 50 条	第 50 条			第 50 条